

照明器具のPCB使用安定器に関する調査票

- ・このアンケートは、PCB（有害物質）が使用されている安定器の所在を把握することを目的に、群馬県が実施するものです。
- ・調査票は、必要事項を御記入の上、郵送にて返信してください。なお、電話やFAXによる回答も受け付けています。

問い合わせ窓口
(回答受付窓口)

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課(リサイクル係)
〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話:027-226-2824 / FAX:027-223-7292

PCB使用安定器の処分期間：**令和5年3月31日まで**

※PCBが使用されている安定器を所有している場合、法律により令和5年3月31日までに処分しなければなりません。



使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、安定器の銘板確認等を行う場合はなるべく**電気工事業者や専門の調査会社等**（建物の維持管理を委託している場合は**メンテナンス会社**）に御相談ください。**建物の竣工図書、過去に調査した記録等がある場合にはそれをもとに御記入ください。**

記入者情報等

- ・記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず記入者名及び電話番号を御記入ください。
- ・電気工事業者や専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等に相談した場合は、下段も御記入ください。

記入年月日	年 月 日 ()		
建物・事業所の名称			
建物・事業所の住所			
記入者氏名		電話番号	
相談した 電気工事業者、 専門の調査会社、 ビルメンテナンス 会社等	事業者名		
	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		

裏面の設問に続きます



設問1 所有物件の建築時期について

昭和52年(1977年)3月以前に建築された建物には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。下記の設問に御回答ください。

<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> わからない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> わからない
---	---

- 「いいえ」を選択した方：調査終了
- 「はい」を選択した方：設問2へ

設問2 所有物件の用途について

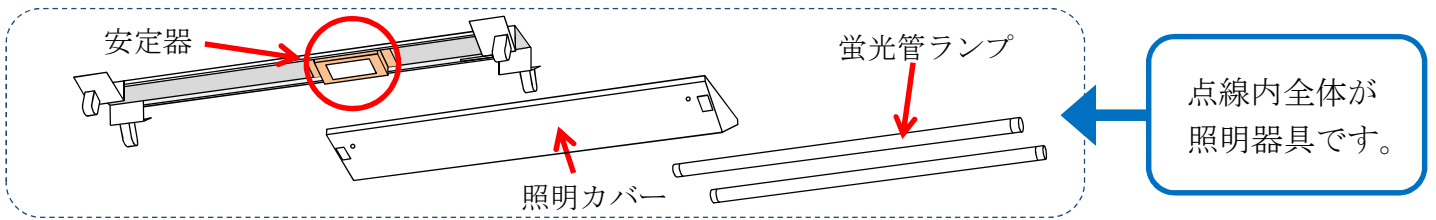
昭和52年(1977年)3月以前に建築された、**事業用建物**や**アパート・マンション等の共同住宅の共用部分**には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。

<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> わからない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> わからない
---	---

- 「いいえ」を選択した方：調査終了
- 「はい」を選択した方：設問3へ

設問3 照明器具の交換について

照明器具とは、**蛍光管ランプ**の他に下図に示すように**安定器**も含まれます。



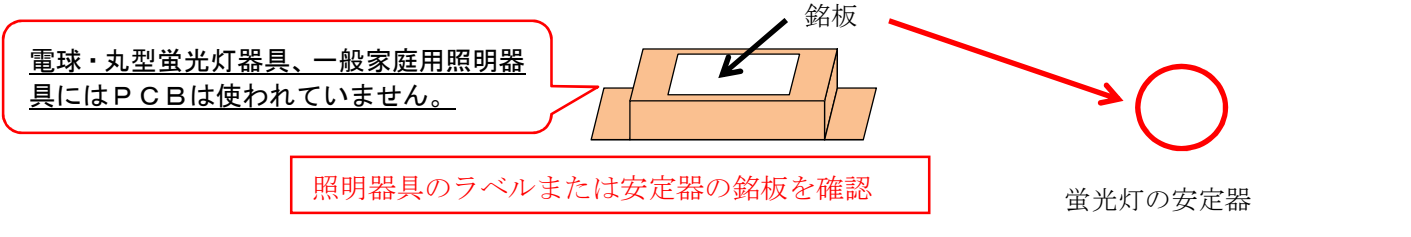
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> わからない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> わからない
---	---

- 「いいえ」を選択した方：設問4へ
- 「はい」を選択した方：調査終了

設問4 照明器具安定器のPCB使用について

設問3で「いいえ」と回答した建物については、PCBが使用されている照明器具安定器が設置または保管されている可能性があります。**別紙を参考にして必ず調査を行って下さい。**

※群馬県内におけるPCB使用安定器の処分期間は令和5年(2023年)3月31日までです。処分期間を過ぎてPCB廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性があります。



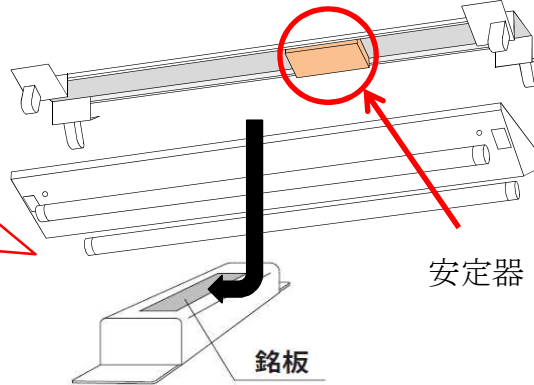
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> わからない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> わからない
---	---

以上で調査終了です。御協力ありがとうございました。送付いただいた調査票は返却いたしません。

照明器具内の安定器の調査方法

昭和32年から昭和47年にかけて製造された**照明器具の安定器**（照明のちらつきをなくす電気機器）には**PCB（毒性のある絶縁油）**が含まれている可能性があります。以下の要領に従ってご確認ください。

電球や丸型蛍光灯、一般家庭用の照明器具にはPCBは使われていません。



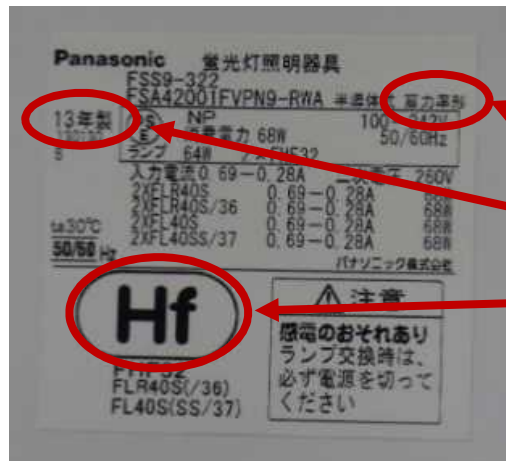
調査にあたっての注意事項

- **使用中の照明設備は感電のおそれがあります**ので、調査はなるべく**電気工事業者**や**専門の調査会社等**（建物の維持管理を委託している場合は**メンテナンス会社**）に御相談ください。
- 建物の**しゅん工図書**、**過去に実施した調査の記録等**がある場合には、それをもとに**PCB使用安定器の有無を判断**してください。但し、過去に**サンプル調査を行った事業者は**、調査漏れがあった事例もあることから、今一度御確認ください。
- 照明器具の設置高さに応じて、以下を参考に、安全に十分留意して調査してください。
 - 事務所や店舗等の通常の高さの天井に設置されている場合：脚立等を使用
 - 3m以上ある天井や屋外の高所に設置されている場合：ローリングタワー、可搬式高所作業リフト、高所作業車等を使用

調査方法

（1）照明器具のラベル調査

照明器具のラベル記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等から**PCB使用安定器の有無を判別**してください。（判別方法は別紙2-②参照）



力率の表示

製造年の表示

Hfランプの表示

(2) 安定器の銘板調査

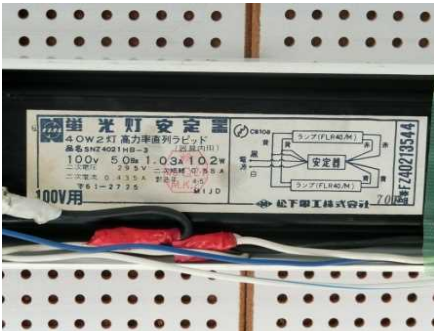
照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取り外し、安定器の銘板記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等からPCB使用安定器の有無を判別してください。(判別方法は別紙2-②参照)



①蛍光管をはずす。



②カバーをはずす。



③安定器の銘板を確認。

- ④銘板の写真を撮る。
- ⑤昭和32年～昭和47年8月に製造された高力率の安定器にはPCBが含まれている可能性があります。メーカーへ問合せを(最終ページ参照)。

昭和52年(1977年)3月以前に建築された建物については、PCB使用安定器が設置された可能性があります。以下に示しますので参考にしてください。

・天井裏や壁際・梁

事務室の天井裏や工場の壁際・梁にPCB使用安定器が設置されている場合があります。照明設備を更新した施設においてもPCB使用安定器が残置されている可能性があります。

・照明器具内

LEDランプに交換している場合においても、器具内にPCB使用安定器が残置されている場合があります。

・エレベータ

エレベータの照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。

・敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明

敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。

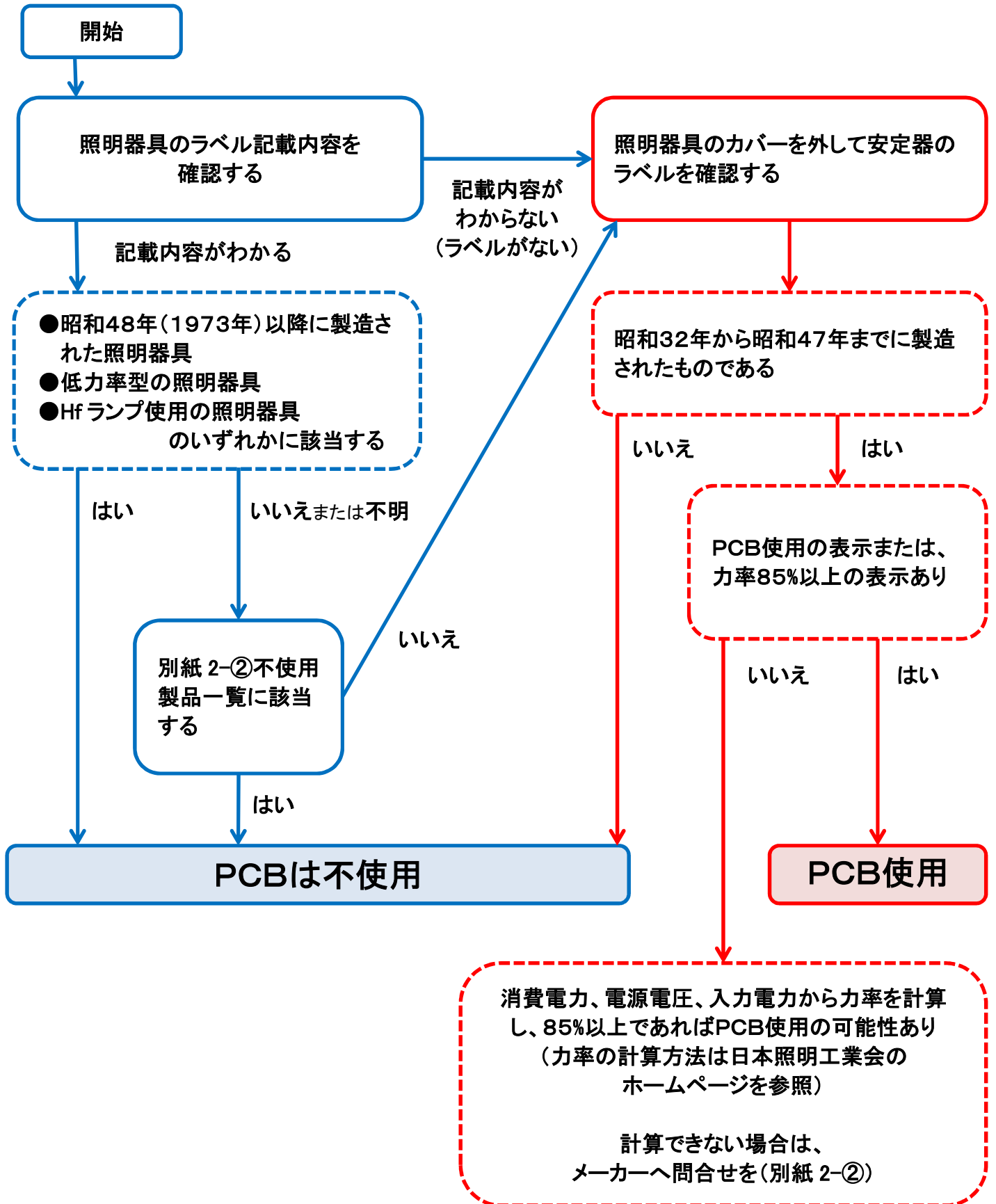
・屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等

過去に回収・保管されたPCB使用安定器は、屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等、普段邪魔にならない場所に保管されている可能性があります。

・無人の施設の照明等

PCB使用安定器は、利用されていない事業所、工場施設等に保管・使用されている可能性があります。

照明器具のPCB使用・不使用の判別手順



蛍光灯器具のラベルからPCB使用・不使用

- メーカーによっては、照明器具のラベル内容でPCBが使用されていない蛍光灯器具が判別できます。この場合、照明器具内の安定器を確認する必要はありません。下記「[PCB不使用の蛍光灯器具一覧](#)」を参考に判別してください。

PCB不使用の蛍光灯器具一覧

(2017年4月現在)

会社名	PCB不使用器具の判別方法
1 岩崎電気(株)	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・内蔵安定器を示す形式に「GL」、「GH」を含む器具、及び「PF」から始まる形式の器具
2 NECライティング(株) 【旧：新日本電気】	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・社名が「NEC ホームエレクトロニクス」、「日本電気ホームエレクトロニクス」、「日本電気シルバニア」又は「NECライティング株式会社」の器具 ・型番末尾が「A、B、C又はD」(グロー低力率型)、及び「AE、BE、CE又はDE」(ラピッド省電力型)の器具
3 オーデリック(株) 【旧：オーヤマ照明/旧：大山電機工業】	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・社名が「オーヤマ照明」又は「オーデリック」の器具 ・型番の最初が「F」の器具
4 コイズミ照明(株) 【旧：小泉産業(株)】	・PCB使用器具の販売はなし
5 星和電機(株)	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・低力率タイプの器具
6 大光電機(株)	・製造年月が昭和47年9月以降の器具 ・低力率タイプの器具 ・型番がDから始まるアルファベット3桁の器具 例)「DCL」「DBF」等
7 東芝ライテック(株) 【旧：東京芝浦電気、旧：和光電気】	・社名が「東芝電材株式会社」又は「東芝ライテック株式会社」の器具 ・形名に「GL」又は「RL」が付いている器具 ・形名の数字表記部分が5桁の器具
8 日立アプライアンス(株) 【旧：日立照明/日立製作所の銘板もあります】	・社名が「日立アプライアンス」、「日立ライティング」又は「日立照明」の器具 ・製造年月が昭和48年以降の器具及び製造年が記載されていない器具 ・低力率タイプの器具 ・内蔵安定器を示す形式が「F」、「LF」、「LH」、「LHC」、「LS」、「LSC」、「RF」、「RH」、「RS」、「RSC」以外の器具
9 パナソニック(株) 【旧：松下電器産業、旧：松下電工】	・社名が「パナソニック電工」又は「パナソニック」の器具
10 パナソニック(株) 【旧：三洋電機】	・器具での判別はHP参照
11 三菱電機照明(株) 【旧：三菱電機】	・社名が「三菱電機照明」の器具 ・器具型番末尾が「E」又は「EF」の器具 ・低力率タイプの器具 ・円形蛍光灯の器具
12 山田照明(株)	・40W1 灯用100V/0.5A以上、200V/0.25A以上、40W2 灯用100V/1A以上、200V/0.5A以上の低力率器具

詳細は、各メーカーに問い合わせるか、日本照明工業会HPを参照ください。
(<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)

照明器具内の安定器のPCB使用・不使用の判別方法

●調査対象となる照明器具安定器

昭和32年から昭和47年8月までに製造された**業務用蛍光灯**、**水銀灯**(道路や工場で使用される光量が多い白色灯)、**低圧ナトリウム灯**(トンネル等に設置されているオレンジ灯)が調査対象。**電球や一般家庭用蛍光灯は対象外です。**

●PCB使用安定器かどうか

まず、**ラベル内容**(メーカー・種類・力率・製造年月など)を確認してください。それに基づき、**照明工業会HP**(<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)で確認するか、下記の「**安定器メーカー問合せ先リスト**」を参照に問合せしてください。

※昭和47年9月でPCB使用安定器は製造が中止されましたが、製造中止後1~2年の間は判別のために、「NO PCB」「PCBは使用していません」という記載がされていた例もあります。

安定器メーカー問合せ先リスト

(日本照明工業会HPより作成(2018年8月現在))

	会社名	問合せ先	電話番号
1	岩崎電気(株)	CSセンター	048-554-1124
2	(株)梅電社(ｽﾀｰ)	大阪 東京	06-6333-0004 03-3944-1651
3	NECライティング(株)【旧：新日本電気】	お客様相談室	0120-52-3205
4	オーデリック(株)【旧：オーヤマ照明/旧：大山電機工業】	カスタマーサービス	03-3332-1123
5	(株)共進電機製作所		06-6309-2151
6	コイズミ照明(株)	品質保証部	06-6975-7165
7	星和電機(株)	品質保証部	0774-55-9318
8	大光電機(株)	品質保証部CSセンター	072-962-8437
9	ﾀﾞｲﾊﾝ電設機器(株)ﾊﾙﾏｽ機器工場【旧：ﾊﾙﾏｽ電機】	四変テック(株)電子機器事業部 営業部/品質管理部	0877-33-2323
※(ﾊﾙﾏｽ電機、ﾀﾞｲﾊﾝﾊﾙﾏｽ事業部が製造した安定器とﾈｯﾄﾗｽに関するのみ対応)			
10	東芝ライテック(株)【旧：東京芝浦電気、旧：和光電気】	東芝ライテック照明ご相談センター	0120-66-1048
11	(株)GS17(旧：日本電池)	お客様相談室	0120-43-1211
12	(株)光電器製作所		06-6962-2681
13	日立アプライアンス(株)【旧：日立照明/日立製作所の銘板もあります】	照明サービスセンター	0120-335-762
14	藤井電機工業(株)	技術部(PCB問合せ先) 営業担当	050-3802-3026 072-227-8125
15	扶桑電機工業(株)	照明部	03-3474-1200
16	ﾊﾟﾅｯｼﾞｯｸ(株)【旧：松下電器産業、旧：松下電工】	ﾊﾟﾅｯｼﾞｯｸ(株)お客様相談センター	0120-878-709
	ﾊﾟﾅｯｼﾞｯｸ(株)【旧：三洋電機】		
17	三菱電機照明(株)【旧：三菱電機】	品質保証部サービス課	0467-41-2773
18	山田照明(株)	カスタマーセンター	03-3253-4810
19	(株)リト		048-529-2731

※上記内容は連絡なしに変更になる場合があります、その場合はご容赦ください。

PCB廃棄物・PCB使用機器について

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分期間について

PCB廃棄物はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）並びに国の基本計画により、処分期間が定められています。群馬県内のPCB廃棄物の処分期間と処理施設は以下のとおりです。

区分	廃棄物の種類	処分期間	処理施設
高濃度PCB廃棄物 (PCB濃度 5,000mg/kg を超えるもの)	変圧器・コンデンサー類	<u>令和4年3月31日まで</u>	中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO) 北海道 PCB処理事業所
	安定器・汚染物等	<u>令和5年3月31日まで</u>	
低濃度PCB廃棄物 (PCB濃度 5,000mg/kg 以下のもの)	微量のPCBを含む電気機器等	<u>令和9年3月31日まで</u>	無害化処理認定施設 都道府県知事等許可施設

・PCB含有不明の変圧器・コンデンサー類を保有している場合
メーカーへ問い合わせをしてもPCBが含まれていないことが確認できない変圧器・コンデンサー類は、PCB濃度分析を実施し、PCB含有の有無を確認してください。

2 高濃度PCB使用製品について

高濃度PCB使用製品は、高濃度PCB廃棄物と同様に上記1の処分期間内の廃棄・処分が義務付けられています。また、処分期間内等に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品（変圧器・コンデンサー等については処分期間末日の1年後までに廃棄されなかったもの。安定器等については処分期間の末日までに廃棄されなかったもの。）については、PCB特別措置法により高濃度PCB廃棄物とみなされ、改善命令・行政代執行の対象となります。

3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)への登録（※）について

（※高濃度PCBを使用した機器を保有している事業者のみ）

群馬県内の高濃度PCBを使用した変圧器・コンデンサー・安定器等は、JESCO 北海道 PCB処理事業所で処分されます。処分するためには、事前登録が必要です。処分には一定の期間を要するため、早めの登録を行ってください。

4 PCB廃棄物の処分費用に対する支援について

(1) 高濃度PCB廃棄物の処理費用の軽減制度（中小企業等処理費用軽減制度）

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その処理費用が軽減される措置があります。一定の条件を満たす、中小企業者、中小企業団体等及び法人にあつては70%、個人にあつては95%が軽減されます。詳しくは、JESCOへお問い合わせください。【ホームページ：<http://www.jesconet.co.jp/>】

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理資金（群馬県環境生活保全創造資金融資）

群馬県では、県内の中小企業者等を対象に、PCB廃棄物の収集運搬、処分及び代替機器設置の費用を対象とした融資制度を設けています。（限度額5,000万円・利率1.7%/年以内・期間7年以内）

着手前に事前審査が必要です。詳しくは群馬県廃棄物・リサイクル課リサイクル係へお問い合わせください。【ホームページ：<http://www.gunma-sanpai.jp/gp15/index.htm>】

5 PCB 特別措置法に基づく届出について

保管及び処分の状況の届出 【毎年6月末までに届出】	保管事業所変更の届出 【変更から10日以内に届出】	全処分・全廃棄の届出 【全てのPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を委託した日から20日以内に届出、高濃度PCB使用製品の廃棄を終えた日から20日以内に届出】
PCB廃棄物を保管している事業者は、保管・処分の状況について毎年届出を行わなければなりません。	社内での一括管理や営業所廃止等のため、PCB廃棄物の保管場所を変更したときは届出が必要です。	全てのPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を委託したときは届出が必要です。また、同様に全ての高濃度PCB使用製品の廃棄を終えたときも届出が必要です。

6 届出書の提出及び問い合わせ先

事業所の所在地を管轄する環境事務所又は森林環境事務所までお願いします。

事務所名	電話番号	管轄区域
中部環境事務所	027-219-2020	伊勢崎市、渋川市、玉村町、榛東村、吉岡町
西部環境森林事務所	027-323-5530	藤岡市、富岡市、安中市、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻環境森林事務所	0279-75-4611	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
利根沼田環境森林事務所	0278-22-4481	沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村
東部環境事務所	0276-31-2517	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

7 PCB廃棄物に関して注意が必要な事項

PCB廃棄物の保管	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	譲渡し及び譲受けの制限
PCB廃棄物の保管は、廃棄物処理法に基づく「 特別管理産業廃棄物保管基準 」に従わなければなりません。	PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業場ごとに廃棄物処理法に基づく「 特別管理産業廃棄物管理責任者 」を設置しなければなりません。	PCB廃棄物の譲渡し、譲り受けはPCB特別措置法により原則禁止されています。

PCB廃棄物の保管基準について：<http://www.gunma-sanpai.jp/gp15/008.htm>

特別管理産業廃棄物管理責任者について：<http://www.gunma-sanpai.jp/gp02/003.htm>